



平成22年2月3日

各 位

会 社 名 沖ウィンテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 村瀬 忠 男
(コード番号 1767 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 太田 敬 一
(Tel 03-3740-2111 代表)

臨時株主総会の開催および臨時株主総会招集のための基準日設定、 ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成22年2月3日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催および臨時株主総会招集のための基準日の設定、ならびに平成22年3月30日開催予定の臨時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会について

- (1) 臨時株主総会開催予定日
平成22年3月30日(火)
- (2) 臨時株主総会開催場所
東京都品川区北品川一丁目19番4号
当会社本店 6階会議室
- (3) 付議議案
第1号議案 当社と沖電気工業株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案の内容につきましては、本日公表いたしましたプレスリリース「沖電気工業株式会社の沖ウィンテック株式会社完全子会社化に関する株式交換契約の締結について」をご覧ください。

2. 臨時株主総会に係る基準日について

当社は、平成22年3月30日(火)開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成22年2月18日(木)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成22年2月18日(木)
- (2) 公告予定日 平成22年2月4日(木)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<http://www.okiwintech.co.jp/>

3. 定款変更について

(1) 定款変更の理由

当社は、株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第13条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、平成22年3月30日開催予定の臨時株主総会において第1号議案「当社と沖電気工業株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されますと、平成22年6月1日の株式交換効力発生日以降、当社の株主は、沖電気工業株式会社1名となります。

これに伴い、多数の株主の存在を前提とする基準日の制度はその必要性を失うこととなる等の事情に鑑み、当社の現行定款第13条を削除し、原則として定時株主総会日現在の株主をその株主総会における議決権を行使することができる株主とするとともに、現行定款第14条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案「当社と沖電気工業株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されることを条件といたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文記載省略) <u>(定時株主総会の基準日)</u>	第1条～第12条 (現行どおり) (削除)
第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	
第14条～第37条 (条文記載省略)	第13条～第36条 (現行どおり)

(3) 日程

定款の一部変更議案については、平成22年3月30日開催予定の臨時株主総会に付議し、同日効力発生の予定でございます。

以上